

令和8年度における 国際課税関係の改正について

西田 翼／加茂佑介

はじめに

経済のデジタル化・グローバル化や取引の多様化・複雑化が進展する中、国際課税制度の重要性はますます高まっており、近年、我が国では、BEPSプロジェクトの合意事項等を踏まえ、国際的な課税逃れの防止に向けて累次の制度整備が行われてきた。

令和3年(2021年)10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)において合意された「2本の柱」の解決策については、グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)について、令和5年度税制改正で所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)、令和7年度税制改正で軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)及び国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)が法制化された。

「第2の柱」は、我が国の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、今般の税制改正においても、引き続き、国際合意に則った法制化が行われた。具体的には、グローバル・ミニマム課税と、独自のミニマム課税制度を有する米国を含む一定の要件を満たす国の制度との共存等について、令和8年1月5日に合意が成立したことから、当該合意に則り、

(1) 共存適格国に最終親会社が所在する多国籍企業グループについて所得合算ルール(IIR)

と軽課税所得ルール(UTPR)の適用免除を認める「SbS(Side by Side)セーフ・ハーバー」の創設

(2) 共存適格要件のうち国内課税要件のみを満たした国に最終親会社が所在する多国籍企業グループの最終親会社所在国の利益について軽課税所得ルール(UTPR)の適用免除を認める「UPE(Ultimate Parent Entity)セーフ・ハーバー」の創設

(3) 投資促進のための一定の税額控除等(設備投資・試験研究等)について調整後対象租税の合計額に一定の上限額まで加算することを許容する国別実効税率計算の特例の創設

(4) 移行期間CbCR(Country-by-Country Report)セーフ・ハーバーの適用期間の延長

が行われた。また、令和7年(2025年)1月にOECDから公表されたガイダンスの内容に沿った見直しについても今般の税制改正において行われた。

加えて、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度改正に引き続き、外国子会社合算税制についても見直しが行われた。具体的には、解散した部分対象外国関係会社等に関して、解散後の一定期間(特例清算事業年度)は、引き続き部分対象外国関係会社等に該当するものとみ